



埼玉県報

第 2 5 3 4 号
平成25年10月11日
金 曜 日

目 次

管理規程

- [埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程\(公営企業・財務課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [軽油引取税免税証の無効告示\(春日部県税事務所\)](#)
- [総務事務システムに係る審査確認及びヘルプデスク業務委託に関する落札者等の公示\(総務事務センター\)](#)
- [平成25年7月から9月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況\(入札審査課\)](#)
- [介護保険法に基づく指定の取消し\(高齢介護課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [北田土地改良区の解散認可\(農村整備課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の供用の開始\(北本県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県立がんセンター新病院の冷温蔵機能付き配膳車の調達に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立がんセンター新病院の患者監視装置\(ICU・HCU用\)の調達に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立がんセンター新病院の内視鏡手術統合管理システム\(その1\)の調達に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立がんセンター基準寝具類賃貸借に関する落札者等の公示\(がんセンター\)](#)

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第十六号

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年十月十一日

埼玉県公営企業管理者 松 岡 進

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第八十五条の二第二号、第九十六条の三第一項並びに第九十六条の四第二項中、「第十一条の二第六項」を「第六十九条第六項」に、「第十一条の三第五項」を「第七十条第五項」に改める。

第一百三十九条の四第一項中「、財務課長」を「財務課長、水道用薬品調達に係る単価契約の締結の手續は水道管理課長」に改め、同条第二項中「財務課長」の下に「又は水道管理課長」を加え、「速やかに、」の下に「関係する」を加える。

別表第七の二中

費、印刷修 品費、薬服 費、被服費、 動力費、製 熱水費、燃 料費、雑費									
水及びの 光熱及び 燃料費、動 力費、100 万円未満 のもの	100万円 以上 動力修費、 費、を 除く。								

を

費、印刷被 品費、費、 費、製被 熱水費、燃 料費、雑費									
水及びの 光熱及び 燃料費、動 力費、100 万円未満 のもの	100万円 以上 動力修費、 費、を 除く。								

に改め、

1

貸付金	固定の購入に係る及び工事の建設に係るもの		100万円以上	100万円未満			100万円以上	
	その他		3,000万円以上	3,000万円未満			3,000万円以上	3,000万円以上
償還金、利息及び諸費	その場合		50万円以上	50万円未満			50万円以上	50万円以上
	その他		100万円以上	100万円未満	(企業債の元金及び利息) 償還金入金時			
投資及び出資金			20万円以上	20万円未満			20万円以上	20万円以上
寄附金			10万円以上	10万円未満			10万円以上	10万円以上

1

2

1

貸付金	固定の購入に係る及び工事の建設に係るもの		2,000万円以上	1,000万円以上 2,000万円未満	1,000万円未満			1,000万円以上	
	その他		7,000万円以上	3,000万円以上 7,000万円未満	3,000万円未満			3,000万円以上	3,000万円以上
償還金、利息及び諸費	その場合		100万円以上	50万円以上 100万円未満	50万円未満			50万円以上	50万円以上
	その他		500万円以上	300万円以上 500万円未満	300万円未満	(企業債の元金及び利息) 償還金入金時			
投資及び出資金			500万円以上	300万円以上 500万円未満	300万円未満			300万円以上	300万円以上
寄附金			100万円以上	50万円以上 100万円未満	50万円未満			50万円以上	50万円以上

1

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千四百十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年十月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年十月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ほっとサポートてんとうむし

三 代表者の氏名

大野 明子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市小仙波町四丁目十一番地十二

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者とその家族に対し、地域で生活するために必要な介護・援助等の支援を提供し、地域社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千四百十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年十月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年十月二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人教育ルネッサンス

三 代表者の氏名

田辺 弘美

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市菅原町二十番地十三アムエントラスビル四F

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、青少年及びそれらの子を持つ保護者に対して、地域に根ざした教育支援に関する事業を行い、将来を担う子ども達の健全育成を図り広く社会に寄与することを目的とするとともに、自然保護教育の推進と環境保全活動をもって社会貢献を推進することを目的とする。

（変更後）この法人は、青少年及びその保護者をはじめとする市民に対して、教育及び学習の支援、心理的援助並びに自然保護教育（以下「市民への事業」と総称する。）を行うとともに、心理的援助を行う人材の育成及び環境保全活動を行うこと並びに東日本大震災の被災者に対して市民への事業を行うことにより、青少年の健全育成、市民の心の健康の回復、保持又は増進、環境の保全及び東日本大震災の被災者への支援を図り、もって広く社会に貢献することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千四百二十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年十月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年十月三日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前）特定非営利活動法人埼玉県障害者相談支援専門員協会

（変更後）特定非営利活動法人埼玉県相談支援専門員協会

三 代表者の氏名

藤川 雄一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県東松山市大字高坂千五十六番地一地域共生プラザいんくる堂内

五 定款に記載された目的

この法人は、埼玉県において障害者の相談支援に携わるものに対し、必要な知識の習得や専門性向上のための研修事業を行い、また、その活動を支援・助言する事業を行うことで、障害者の地域生活の向上に寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第千四百二十一号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

平成二十五年十月十一日

埼玉県知事 上田清司

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
一〇〇 _{リットル}	11G064209	一	農業	平成二十四年十月一日 ～ 平成二十五年九月三十日
免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称 埼玉県行田市富士見町一丁目八番一号 ほくさい農業協同組合 行田給油所				
免税証を交付した事務所 埼玉県春日部県税事務所		亡失年月日 平成二十五年九月二十五日		

告 示

埼玉県告示第千四百二十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

総務事務システムに係る審査確認及びヘルプデスク業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部総務事務センター認定第一担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3

丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成25年8月6日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社PUC 東京都新宿区西新宿6丁目5番1号

5 落札金額

91,476,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成25年6月18日

告 示

埼玉県告示第千四百二十二号

平成二十五年七月から九月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成二十五年十月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

告 示

埼玉県告示第千四百二十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項第三号、第四号及び第六号の規定により指定を取り消したので、同法第七十八条第三号の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年十月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 事業者の名称
有限会社やまと
- 二 事業者の主たる事務所の所在地
埼玉県草加市松江六丁目十一番七号
- 三 事業所の名称
デイハウス なでしこ
- 四 事業所の所在地
埼玉県草加市柿木町一三九一番地
- 五 介護保険事業所番号
一一七一八〇一六七一
- 六 サービスの種類
通所介護
- 七 指定取消年月日
平成二十五年九月十一日

告 示

埼玉県告示第千四百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

久喜パークタウンショッピングセンターA棟

埼玉県久喜市古久喜字香取四百三番地三外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）エコス久喜ショッピングセンターA棟

（変更後）久喜パークタウンショッピングセンターA棟

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び法人にあつては代表者の

氏名

（変更前）株式会社エコス 代表取締役 岩谷堯

（変更後）株式会社エコス 代表取締役 平邦雄

ハ 変更年月日

平成二十四年五月三十一日外

ニ 届出年月日

平成二十五年十月一日

二 縦覧期間

平成二十五年十月十一日から平成二十六年二月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年十月十一日から平成二十六年二月十二日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千四百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

久喜パークタウンショッピングセンターB・C棟

埼玉県久喜市野久喜字香取八百七十一番地二十六外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）エコス久喜ショッピングセンターB・C棟

（変更後）久喜パークタウンショッピングセンターB・C棟

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社セキ薬品 代表取締役 関伸治

埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西四 九 二

株式会社大創産業 代表取締役 矢野博文

広島県東広島市西条町大字吉行字向一番地六十

株式会社チヨダ 代表取締役 舟橋政男

東京都杉並区成田東四 三十九 八

株式会社ファーストリテイリング 代表取締役 玉塚元一

山口県山口市大字佐山七百十七 一 外未定

（変更後）株式会社トレジャー・ファクトリー 代表取締役 野坂英吾

東京都足立区梅島三 三十二 六

株式会社大創産業 代表取締役 矢野博文

広島県東広島市西条吉行東一 四 十四

株式会社チヨダ 代表取締役 舟橋浩司

東京都杉並区成田東四 三十九 八

株式会社ファーストリテイリング 代表取締役 柳井正

山口県山口市大字佐山七百十七 一

八 変更年月日

平成二十五年十月一日外

二 届出年月日

平成二十五年十月一日

二 縦覧期間

平成二十五年十月十一日から平成二十六年二月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年十月十一日から平成二十六年二月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千四百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテ蔵店

埼玉県蔵市錦町一丁目十一番十一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） ドン・キホーテ蔵市錦町店

埼玉県蔵市錦町一丁目二百三番二外

（変更後） ドン・キホーテ蔵店

埼玉県蔵市錦町一丁目十一番十一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 安田隆夫

東京都江戸川区北葛西四丁目十四番一号

（変更後） 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 安田隆夫

東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号

ハ 変更年月日

平成二十一年九月二十五日外

ニ 届出年月日

平成二十五年十月四日

二 縦覧期間

平成二十五年十月十一日から平成二十六年二月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年十月十一日から平成二十六年二月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千四百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテ蕨店

埼玉県蕨市錦町一丁目十一番十一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から翌午前五時

（変更後）午前〇時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から翌午前五時三十分

（変更後）午前〇時から翌午前〇時

ハ 変更年月日

平成二十五年十一月一日

二 届出年月日

平成二十五年十月四日

二 縦覧期間

平成二十五年十月十一日から平成二十六年二月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年十月十一日から平成二十六年二月十二日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千四百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十七条第二項の規定により、
次の土地改良区の解散を平成二十五年十月四日認可した。

平成二十五年十月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名 称

北田土地改良区

二 事務所所在地

比企郡嵐山町

告 示

埼玉県告示第千四百三十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十五年十月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇二二 二九 二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県入間郡三芳町大字上富字緑千六百番六 他二筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 六百七・四二立方メートル

浸透効果量 〇・二六立方メートル毎秒

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年十月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 小林 一 夫

<p>路線名</p>	<p>上中森鴻巣線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>鴻巣市大字川面字真木也二二三番二 地先から同市大字川面字真木也二五 三番三地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十五年十月十一日</p>
<p>備考</p>	<p>県道仮廻し。 独立行政法人水資源機構が行う武蔵水 路改築工事に伴う迂回道路。 平成二十五年九月十日付け埼玉県北本 県土整備事務所長告示第十四号で告示 した道路区域の一部供用開始である。 延長二八八・五メートル。</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年六月二十一日

指令川建セ第二五 二四 号

二 検査済証番号

平成二十五年十月八日

川建セ第二五 八七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字久保田字南間ノ田六〇八番一、六〇九番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字上砂五六二番地

木田 雅也

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十月十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年九月三十日

指令越建セ第二四〇〇六〇二号

二 検査済証番号

平成二十五年十月二日

越建セ第三一三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字西原七十三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町字西原七十三番地

関根 由敬

告 示

埼玉県病院事業告示第九十五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十月十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
冷温蔵機能付き配膳車 20台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県病院局経営管理課 入札担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 13 番 3 号
- 3 落札者を決定した日
平成 25 年 8 月 7 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社フジマック
東京都港区新橋五丁目 14 番 5 号
- 5 落札金額
59,745,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 25 年 6 月 28 日

告 示

埼玉県病院事業告示第九十六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十月十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
患者監視装置（ICU・HCU用） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県病院局経営管理課 入札担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 13 番 3 号
- 3 落札者を決定した日
平成 25 年 9 月 13 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社イノメディックス
東京都文京区小石川四丁目 17 番 15 号
- 5 落札金額
107,100,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 25 年 8 月 2 日

告 示

埼玉県病院事業告示第九十七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十月十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
内視鏡手術統合管理システム（その1） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県病院局経営管理課 入札担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目13番3号
- 3 落札者を決定した日
平成25年9月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
オリンパスメディカルサイエンス販売株式会社
東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
- 5 落札金額
165,060,0000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成25年8月2日

告 示

埼玉県立がんセンター病院長告示第三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十月十一日

埼玉県立がんセンター病院長 田 中 洋 一

1 購入等件名及び数量

埼玉県立がんセンター基準寝具類賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県立がんセンター事務局管理部管財担当

埼玉県北足立郡伊奈町小室818番

3 契約の相手方を決定した日

平成25年9月19日

4 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社東基

東京都練馬区高野台一丁目10番6号

5 落札金額

51,228,180円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 競争入札に係る公示を行った日

平成25年8月9日